

令和 3 年
第 12 回南九州市農業委員会 総会議事録

1. 日 時 令和 3 年 12 月 27 日（月） 午後 2 時～

2. 場 所 南九州市頤娃保健センター

3. 出席委員（ 16 人）

会長	1 番	松村 孝徳			
委員	3 番	福元 三徳	4 番	桑代 純一	
	6 番	吉崎 久男	7 番	六反田 達郎	8 番 松藺 勝郎
	9 番	梶山 俊孝	10 番	東垂水 勝秀	11 番 今市 範男
	12 番	本木下 裕一	13 番	宮原 俊郎	14 番 月野 貴大
	15 番	池田 慎	16 番	下之門 信洋	
	18 番	雪丸 泰親	19 番	大隣 初美	

4. 欠席委員（ 3 人） 2 番 永山 明美 5 番 松永 克生 17 番 東垂水美智子

5. 議 題

- 開会の宣告
- 会長諸般の報告
- 事務局長諸般の報告
- 開議の宣告
- 日程第 1 会議録署名委員の指名
- 日程第 2 会期決定の件
- 日程第 3 議案審議に係る通知事案について
- 日程第 4 農業経営改善計画認定者の報告について
- 日程第 5 議案第 76 号 南九州市農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の策定（見直し）に伴う意見決定について
- 日程第 6 議案第 77 号 農地所有適格法人の承認について
- 日程第 7 議案第 78 号 農業振興地域整備計画変更（案）の意見決定について
- 日程第 8 議案第 79 号 農地法第 3 条許可申請に対する許可について
- 日程第 9 議案第 80 号 農地法第 4 条許可申請に対する意見聴取決定について
- 日程第 10 議案第 81 号 農地法第 5 条許可申請に対する許可並びに意見聴取決定について
- 日程第 11 議案第 82 号 農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積計画に対する意見決定について

- 日程第 12 議案第 83 号 非農地証明願いについて
- 日程第 13 その他
- 閉議の宣告
- 閉会の宣告

6. 農業委員会事務局職員

事務局長 山下 剛志

農政係長 赤崎 美行 係員 中村 信介, 松村 建夫

農地係長 福永 正司 係員 森山 幸弘

7. 会議の概要

開 会 午後 2 時

事務局長 御起立願います。
「一同 礼」
御着席願います。

議 長 それでは、出席確認を行います。永山委員，松永委員，東垂水美智子委員から一身上の都合により，欠席届が提出されております。
ただいまの出席人員は 16 名で，会議の定足数に達しております。これより令和 3 年第 12 回 南九州市農業委員会総会 を開会いたします。

議 長 まず会長諸般の報告でございますが，議案資料の 138 頁を御覧いただきたいと思います。（諸般の報告を行う。）

議 長 続きまして事務局長諸般の報告に移ります。事務局長の報告を求めます。

事務局長 （諸般報告を行う。）

議 長 只今の，会長・事務局長諸般の報告に対しまして，質問，御意見はございませんか。

委 員 「なし」の声あり

議 長 ないようでございますので，これより本日の会議を開きます。会議に先立ちお願いをいたします。会議録作成に必要でございますので，質疑，意見等発言を求める委員は，挙手のうえ，自分の議席番号を言ってから発言してくだ

さい。

議 長 日程第1 会議録署名委員の指名を行います。会議録署名委員は会議規則第19条第2項の規定により、3番 福元 委員、4番 桑代 委員を指名し、会議書記に赤崎 農政係長を指名いたします。

議 長 日程第2 会期決定の件を議題に供します。
お諮りします。本会議の会期は、本日12月27日の1日間としたいと思いますが、御異議ございませんか。

委 員 「異議なし」の声あり

議 長 異議なしと認めます。
したがって、会期は本日限りの1日間とすることに決定しました。

議 長 続きまして、日程第3 議案審議に係る通知事案について、事務局の説明を求めます。

農地係長 先ず、資料の訂正をお願いします。3ページの審議番号2番を削除してください。面積合計も3,550㎡に訂正をお願いします。これに関連しまして108ページの審議番号19番を削除してください。排水が効かず、耕作できないとの申出がありました。続きまして、114ページ、115ページの審議番号60番から62番の利用権の設定を受ける者が有限会社〇〇〇〇となっていますが、〇〇〇〇に訂正をお願いします。最後に、101ページの総括表の差替えをお願いします。下線部が変更箇所です。以上でございます。

それでは説明いたします。先ず、3ページでございます。

農地法第18条第6項の規定による合意解約の通知事案が1件ございました。

貸人は、颯娃町〇〇の〇〇〇〇相続人代表〇〇〇〇さん、借人は、颯娃町〇〇の〇〇〇〇さんです。

耕作者変更によるものです。畑2筆 3,550㎡で、颯娃地域です。

続きまして6～20ページでございます。

農用地利用集積計画の合意解約による通知事案が74件ございました。

貸人は、颯娃町〇〇の〇〇〇〇相続人代表〇〇〇〇さん、借人は、颯娃町〇〇の〇〇〇〇さん外です。

貸人主導によるもの6件、借人主導によるもの68件のうち、農地中間管理事業への載せ替えが40件となっております。地目の内訳は、田6筆 4,749

m²、畑 154 筆 214,371 m²の合計 160 筆 219,120 m²で、顥娃地域 56 件、知覧地域 11 件、川辺地域 7 件です。

なお、各ページ一番右端備考欄に記載があります筆が、後程審議いただきます議案審議に関する合意解約案件でございます。

以上で説明を終わります。

議 長 只今の事案について、質疑はありませんか。

委 員 「なし」の声あり

議 長 質疑なしと認めます。只今の案件につきましては、あくまでも通知事案でございますので、御了承いただきたいと思います。

議 長 続きまして、日程第4 農業経営改善計画認定者の報告についてを議題とします。事務局に説明を求めます。

農政係長 資料は 22 頁からになります。今回は、新規認定 1 件、再認定 20 件であります。ページが前後しますが、一覧表は 24 頁、新規認定個別表は 23 頁になります。

まず、整理番号 1、顥娃町〇〇の〇〇〇〇さんです。現在、青果用、澱粉用、焼酎用甘藷の経営を行っていますが、今後は、青果用、焼酎用甘藷の面積を増やし経営の安定に努めたい考えです。

また、再認定 20 件の個別表は、資料の 25 頁からになりますので、お目通しをお願いいたします。

以上で報告事項の説明を終わります。

議 長 只今事務局から報告のありました件について質問はございませんか。

委 員 「なし」の声あり

議 長 質問なしと認めます。只今の案件につきましても、あくまでも報告事案でございますので、御了承いただきたいと思います。

議 長 これより審議に入ります。日程第5 議案第 76 号 南九州市農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の策定（見直し）に伴う意見決定についてを議題とします。事務局に提案説明をいたさせます。

農政係長

市農政課より南九州市農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の策定（見直し）に伴う意見を求められましたので説明します。資料は別冊、表題が市町村基本構想の策定（見直し）の必要性についてとなります。

別紙で1枚紙の南九州市「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想」の変更についてにありますように、変更理由としては、「農業経営基盤強化促進法」の一部改正に伴い、改正を行うものです。

主な変更点は、別冊を御覧ください。

まず、7ページの9番、新規就農者の確保目標数を10人から17人に変更。20ページの第3の1、農用地の利用集積に関する目標年次を平成37年度から令和12年度へ変更。23ページの（7）、施行規則変更による農用地利用集積計画の内容の変更及び24ページの（12）、市から農業委員会への報告の削除。同じく24ページの（8）、共有農地の存続期間を5年から20年へ変更。28～31ページにある、第5農地利用集積円滑化事業に関する事項です。農地の集積・集約化を支援する体制の一本化として、農地利用集積円滑化団体が実施してきた事業が農地中間管理事業に統合一本化されたことに伴い、同事業に関する規定を削除しております。その他、耕作放棄地から荒廃農地へ字句の修正となっております。

農業委員会からの意見書とともに、県（南薩地域振興局）へ提出・協議し、同意を得たのち、公告する予定となるということです。

以上で説明を終わります。

議 長

只今、事務局から説明のありました案件について審議をお願いします。

質問、御意見はございませんか。

本木下委員

変更点の所ではないんですけども、10ページなんですけど露地野菜型の作目と作付面積のところの早堀さつまいも普通、貯蔵とありますが、生産方式のところなんですけれども基腐病の対策的なものを加えたほうがいいのではないかと考えているところです。

普通作の焼酎用、澱粉用については、早期作付、早進化による育苗法とか書いてありますけれども、特に露地野菜型のさつまいもについては、貯蔵さつまいもが9月以降基腐れの発生が多くて9月末までに収穫を終えるような状況が今あるんですが、この生産方式の中に早期作付による生産性の向上という文言が入った方がいいんじゃないかと思うところがあります。修正、追加とかきくんでしょうか。

農政係長

各部会から集まって出したみたいなので、28年度も茶の複合で大根をする人がいなくなって、キャベツにしてくださいという話もあったようですが、

それも今回の訂正になっていますので、おそらく5年後の訂正、基腐れが何年続くか、おそらくこれからもずっと続くかしれないですので農政課の方には伝えておきます。修正がきくかここでは分かりませんので、後で報告します。

本木下委員 平成29年に作った分ですよ。これを令和4年度までぜんぜん変わらずに、コート種子が変わっただけ、基腐れに対する生産方式がぜんぜん反映されていないと思われたものですからお願いしたところです。

議 長 他にございませんか。

委 員 「なし」の声あり

議 長 質問、御意見がありませんので、採決いたします。
議案第76号 南九州市農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の策定（見直し）に伴う意見決定については、適当意見とすること に御異議ございませんか。

委 員 「異議なし」の声あり

議 長 異議なしと認めます。
よって、議案第76号については、適当意見とすることに決定いたします。

議 長 次に、日程第6 議案第77号 農地所有適格法人の承認についてを議題いたします。事務局の説明を求めます。

農政係長 それでは、農地所有適格法人の承認について説明いたします。31番からになります。

今回は、南九州市川辺町〇〇〇〇番地〇 株式会社〇〇〇〇 代表取締役〇〇〇〇さんの案件です。

法人の事業内容としましては、〇〇〇〇の経営で、会社設立は令和2年11月です。構成員は3人となっています。資本金の額は500万円です。

農地所有適格法人は4つの要件を全て満たさなければなりません。

「法人形態要件」については、株式会社です。

「構成員要件」については出資者3人で、常時従事する農業関係者が総議決権の2分の1を超えております。

「事業要件」については、主な事業は、〇〇〇〇となっております。

「役員要件」についても、役員の過半が法人の農業に従事し、かつ一人以上が法人の農作業に年 60 日以上従事します。

以上、全ての要件を満たしていることを御報告いたします。

議 長 只今、事務局から説明のありました案件について審議をお願いします。
質問、御意見はございませんか。

委 員 「なし」の声あり

議 長 質問、御意見がありませんので、採決いたします。議案第 77 号に係る案件については、申請どおり承認することに御異議ございませんか。

委 員 「異議なし」の声あり

議 長 異議なしと認めます。
よって議案第 77 号に係る案件については、申請どおり承認することに決定されました。

議 長 次に、日程第 7 議案第 78 号 農業振興地域整備計画変更（案）の意見決定についてを議題といたします。まずもって、現地調査員の報告をお願いいたします。池田委員をお願いします。

池田委員 報告いたします。36 頁の審議番号 1 番です。関連資料は 38～40 頁になります。

申請人は、潁娃町〇〇の〇〇〇〇さんです。

申請地は、潁娃町〇〇〇〇番、畑 2,572 の内 672 m²で、〇〇〇自治会東側に位置します。

申請人は、市内で農業を営んでおり、手続きを経ずに申請地に農業用倉庫を建築し利用していることから、農業用施設用地へ用途区分を変更するものです。

申請地の北側、南側、西側は畑に、東側は市道に接しています。

現状のまま利用するが、一部に砂利を敷設しているので土砂流出等の恐れはなく、雨水は地下浸透及び自然流下で道路側溝へ放流し、日照・通風等については、緩衝地を設けているので、周囲の農地等へ影響を及ぼす恐れはないと判断しました。

続きまして、審議番号 2 番です。関連資料は 41～43 頁になります。

申請人は、潁娃町〇〇の〇〇〇〇さんです。

申請地は、颯娃町〇〇〇〇番〇，畑 1,347 m²で，〇〇〇自治会に位置します。

申請人は，市内で〇〇〇業を営んでおり，生産，加工に伴う経営基盤の強化を図るため，既存〇〇〇に隣接する申請地に，〇〇〇を増築し，併せて駐車場を整備しようとすることから，農業用施設用地へ用途区分を変更するものです。

申請地の北側，西側は市道に，東側は〇〇〇敷地，原野，畑に，南側は原野に接しています。

現状のままで利用するが，周囲にブロックを積むので土砂流出等の恐れはなく，雨水は道路側溝へ放流し，日照・通風等については，緩衝地を設けるので，周囲の農地等へ影響を及ぼす恐れはないと判断しました。

続きまして，審議番号3番です。関連資料は44～46頁になります。

申請人は，颯娃町〇〇の〇〇〇〇さんです。

申請地は，颯娃町〇〇〇〇番〇，畑 63 m²で，〇〇〇自治会に位置します。

申請人の夫が生前，隣接地に住宅を建築する際に，境界確認をせずに手続を経ないまま申請地に車庫を建築していたことから，農用地区域から除外するものです。

申請地の東側は畑に，西側は宅地に接しています。

現状のままで利用するので土砂流出等の恐れはなく，雨水は自然流下で道路側溝へ放流し，日照・通風等については建築物の高さを抑制しているので，周囲の農地等へ影響を及ぼす恐れはないと判断しました。

以上で報告を終わります。

議 長

次に，福元委員お願いします。

福元委員

報告いたします。審議番号4番です。関連資料は47～49頁になります。

申請人は，川辺町〇〇の〇〇〇〇さんです。

申請地は，川辺町〇〇〇〇番〇，田 250 m²で，〇〇〇自治会に位置します。

申請人は，市内の借家に居住する会社員であり，借家が手狭なため，申請地に一般住宅を建築しようとすることから，農用地区域から除外するものです。

申請地の北側，南側，西側は雑種地に，東側は市道に接しています。

現状のままで利用するが，周囲にブロックを積んでいるので土砂流出等の恐れはなく，雨水は道路側溝へ，污水・生活雑排水は合併浄化槽を介して道路側溝へ放流し，日照・通風等については，建築物の高さを抑制するので，周囲の農地等へ影響を及ぼす恐れはないと判断しました。

以上で報告を終わります。

議 長 次に、月野委員お願いします。

月野委員 報告いたします。審議番号 5 番です。関連資料は 50～52 頁になります。

申請人は、大島郡〇〇の〇〇〇〇さんです。

申請地は、川辺町〇〇〇〇番〇，畑 892 m²で、〇〇〇自治会西側に位置します。

申請人は、申請地一帯で〇〇〇業を営んでおり、子牛用の牛舎が不足するため、既存牛舎に隣接する申請地に、牛舎を増築しようとすることから、農業用施設用地へ用途区分を変更するものです。

申請地の北側、西側は畑に、東側は市道に、南側は既設〇〇〇に接しています。

40 cm程度の盛土を行うが、法面保護をするので土砂流出等の恐れはなく、雨水は自然流下で道路側溝へ放流し、ふん尿・堆肥は周囲の農地等に十分に配慮し適正な処理を行い、日照・通風等については建築物の高さを抑制するので、周囲の農地等へ影響を及ぼす恐れはないと判断しました。

以上で報告を終わります。

議 長 ここで事務局に補足がありましたら説明を求めます。

農地係長 補足説明いたします。

審議番号 1 番，2 番，5 番の用途区分変更につきましては、申請目的が、耕作又は養畜の業務のため、営農に必要な施設の用に供される農業用施設用地に該当する施設であることから、妥当な変更であると判断されます。

1 番は追認での申請であることから、2 番は既存〇〇〇の隣接地に〇〇〇工場を増築し、併せて駐車場を整備しようとすることから、3 番は、既存〇〇〇の隣接地に〇〇〇を増築しようとすることから、代替地の検討はしていないとのことです。

審議番号 3 番の農振除外につきましては、手続きを経ずに平成 3 年 1 月頃に、車庫を建築し、利用しており、追認での申請であることから代替地の検討はしていませんが、始末書が提出されています。農用地区域の外周部に接していることから農地の集団化・農作業効率化に支障はなく、用排水路の機能低下はなく、土地改良事業完了から 30 年経過していることから、除外はやむを得ないと判断されます。

審議番号 4 番の農振除外につきましては、周囲の土地が農振除外がなされていることから農地の集団化・農作業効率化に支障はなく、用排水路の機能

低下はなく、土地改良事業完了から 40 年経過していることから、除外はやむを得ないと判断されます。代替地を検討しましたが適地が見つからなかったとのことです。

なお、審議番号 1 番、5 番につきましては、同時に 4 条転用許可申請がなされております。

以上で補足説明を終わります。

議 長 只今、現地調査員の報告並びに事務局から説明のありました案件について審議をお願いします。

議 長 質問、御意見はございませんか。

梶山委員 審議番号 4 番の 48 ページを見ますと、農用地区域からもともと入っていなかったところですか。ここだけ入っているということですか。

農地係長 48 ページを御覧いただきたいと思います。今回の申請地斜線を引いていますが、これの南側の雑と書いてあること、その西側の宅地、それと今回の申請地の西側の雑と書いてありますが、この 4 筆のうちの 3 筆は以前農振除外が以前なされております。これだけがまだ農振農用地で残っていたということですよ。

梶山委員 飛び地で残っていたということですか。

農地係長 飛び地で残っていたということです。

議 長 他にございませんか。

委 員 「なし」の声あり

議 長 質問、御意見がありませんので、採決いたします。
議案第 78 号 農業振興地域整備計画変更（案）については、申請理由からしてやむを得ない変更として適当意見とすることに御異議ございませんか。

委 員 「異議なし」の声あり

議 長 異議なしと認めます。
よって、議案第 78 号については、申請どおり適当意見とすることに決定いたし

ます。

議長 次に、日程第8 議案第79号 農地法第3条許可申請に対する許可についてを議題とします。事務局に提案説明を求めます。

農地係長 説明いたします。54 ㊦の3条所有権移転9件でございます。
譲渡人は、神奈川県横浜市の〇〇〇〇さん、譲受人は、颯娃町〇〇の〇〇〇〇さん 外の申請です。

地目の内訳は、田4筆 1,437 m²、畑8筆 7,536 m²の合計12筆 8,973 m²で、理由につきましては、規模拡大6件、受贈2件、空き家物件に接続する農地の取得1件です。

取引価格につきましては、10a 当たり229千円から3,333千円で、地域別では、颯娃地域1件、知覧地域1件、川辺地域7件ございます。

ただいまの3,333千円の案件は審議番号8番の60 m²で200千円の取引価格でございます。

なお、農地法第3条第2項各号に定める許可基準に抵触しないかの判断は、申請書及び提出されました55～62 ㊦の調査書、誓約書及び営農計画書について審査し、許可要件を全て満たしていると認められます。

また、63 ㊦につきましては、審議番号3番の空き家物件に接続する農地の取得を理由とする申請地の図面になります。空き家が建っている宅地〇〇〇番〇と接続する、空き家所有者の農地〇〇〇番〇を同時に取得しようとするものです。

続きまして、64 ㊦の3条区分地上権設定3件でございます。

この案件につきましては、後程88 ㊦からの5条地上権設定で審議いただきます、下部の農地で営農を継続しながら、上部に設置する営農型太陽光発電施設に関連しますが、地上の空間の一定の範囲を目的として設定され、その空間を使用できるという権利です。営農型太陽光発電施設につきましては、土地所有者と施設設置者が異なる場合には、5条許可と同時に3条区分地上権設定が必要なことから申請がなされたものです。

営農型太陽光発電施設への転用につきましては、先月の総会でも3件審議していただきましたが、今回も同様に茶畑及びシキミを栽培している畑の上部にパネルを並べるタイプになります。

別冊のカラー刷りの資料を御覧ください。1 ㊦が既に設置している鹿屋市の茶畑及び愛媛県のシキミ畑の状況写真です。2 ㊦以降がそれぞれ今回の申請地の航空写真とパネル配置図及び施設の構造図になります。

申請内容に対する確認事項としましては、下部の農地における営農の適切な継続が確実と認められることとなっており、単収が地域の平均的な単収の

概ね2割以上減少しない、農作物の品質に著しい劣化が生じていない、農業機械が稼働するスペースが確保されている等の要件があります。これらを証する書類として、別冊の知見を有する者の意見書が添付されています。

以上で説明を終わります。

議 長 只今説明のありました案件について審議をお願いいたします。
質問、御意見はございませんか。

吉崎委員 所有権移転についてなんですが、田と畑の価格の区分を教えてくださいと思います。我々が価格設定するときには基本材料となりますので、田と畑と区分した価格設定をお願いできればと思います。次回からでいいです。

農地係長 1件ごとに取り引価格をですか。

吉崎委員 田と畑を別々にして欲しい。今、田と畑と合算でやっているの、田はいくら畑はいくらと、以前はそうしていただいていたんじゃないんでしょうか。

農地係長 10アール当たりの取引価格を田んぼはいくら畑はいくらとういことですね。わかりました。

議 長 他にございませんか。

委 員 「なし」の声あり

議 長 質問、御意見がありませんので、採決いたします。
議案第79号 農地法第3条許可申請に対する許可については、全案件について申請どおり許可することに御異議ございませんか。

委 員 「異議なし」の声あり

議 長 異議なしと認めます。
よって、議案第79号については、全案件について、申請どおり許可することに決定いたします。

議 長 次に、日程第9 議案第80号 農地法第4条許可申請に対する意見聴取決定についてを議題といたしますが、まずもって、現地調査員から御報告をお願いします。

池田委員お願いします。

池田委員 報告いたします。69 頁の審議番号 1 番です。関連資料は 70～72 頁になります。

申請人は、潁娃町〇〇の〇〇〇〇さんです。

申請地は、潁娃町〇〇〇〇番，畑 2,572 の内 672 m²で，〇〇〇自治会東側に位置します。

申請理由，被害防除対策等につきましては，先ほど農振用途変更で報告しましたので省略します。

以上で報告を終わります。

議 長 次に，月野委員お願いします。

月野委員 報告いたします。審議番号 2 番です。関連資料は 73～75 頁になります。

申請人は，大島郡〇〇の〇〇〇〇さんです。

申請地は，川辺町〇〇〇〇番〇，畑 892 m²で，〇〇〇自治会西側に位置します。

申請理由，被害防除対策等につきましては，先ほど農振用途変更で報告しましたので省略します。

以上で報告を終わります。

議 長 ここで，事務局に補足がありましたら説明を求めます。

農地係長 補足説明いたします。

一般基準の資力及び信用，遅滞なく申請用途に供することの確実性並びに周辺の農地に係る営農条件に支障を生ずるおそのの有無につきましては，申請内容や添付書類により確認されていますので，適当であると判断されます。

審議番号 1 番，2 番の農地区分に応じた許可基準につきましては，市の農業振興地域整備計画に定められた農用地区域内にある農地であり，転用目的が耕作又は養畜の業務のために必要な農業用倉庫及び牛舎の建築であることから，農用地区域内農地の不許可の例外である『農用地利用計画指定用途』に区分されます。

なお，2 件とも農用地区域内農地に区分されるため，農振用途変更の認可見込みの時点で，県常設審議委員会の意見聴取となります。

以上で補足説明を終わります。

- 議 長 只今現地調査員の報告並びに事務局の補足説明のありました案件について審議をお願いします。
質問、御意見はございませんか。
- 委 員 「なし」の声あり
- 議 長 質問、御意見がありませんので、採決いたします。
議案第80号 農地法第4条許可申請に対する意見聴取決定については、申請どおり許可相当とし、県農業会議へ意見聴取することに御異議ございませんか。
- 委 員 「異議なし」の声あり
- 議 長 異議なしと認めます。
よって議案第80号に係る案件については、申請どおり許可相当とし、県農業会議へ意見聴取することに決定されました。
- 議 長 次に、日程第10 議案第81号 農地法第5条許可申請に対する許可並びに意見聴取決定についてを議題といたしますが、まずもって、所有権移転について現地調査員から御報告をお願いします。池田委員をお願いします。
- 池田委員 報告いたします。77ページの審議番号1番です。関連資料は78～81ページになります。
譲受人は、鹿児島市の〇〇〇〇有限会社、譲渡人は、鹿児島市の〇〇〇〇さんです。
申請地は、知覧町〇〇〇〇番〇 外1筆、畑 859.29 m²で、〇〇〇自治会に位置します。
申請人は、鹿児島市に本店を置き、太陽光発電事業を営む法人であり、再生可能エネルギー事業により収益を確保するため、申請地を譲り受けて、隣接する山林1筆と一体利用で太陽光発電施設を設置しようとするものです。
申請地の東側は宅地、畑に、南側、西側は市道に接しています。
土砂流出、雨水排水や日照・通風等については、周囲の農地等へ影響を及ぼす恐れはないと判断しました。
以上で報告を終わります。
- 議 長 次に、福元委員をお願いします。
- 福元委員 報告いたします。審議番号2番です。関連資料は82～84ページになります。

譲受人は、福岡市の〇〇〇〇株式会社、譲渡人は、鹿児島市の〇〇〇〇さんです。

申請地は、川辺町〇〇〇〇番〇 外 1 筆、田 549 m²で〇〇〇自治会に位置します。

申請人は、福岡市に本店を置く電気事業者であり、安定した電力を供給するため、申請地を譲り受けて、変電設備を新設し、併せてメンテナンス用車両駐車場を整備しようとするものです。

申請地の北側は田に、東側は水路に、南側は市道に、西側は国道に接しています。

土砂流出、雨水排水、日照・通風等については、周囲の農地等へ影響を及ぼす恐れはないと判断しました。

続きまして、審議番号 3 番です。関連資料は 85～87 頁になります。

譲受人は、川辺町〇〇の〇〇〇〇さん、譲渡人は、川辺町〇〇の〇〇〇〇さんです。

申請地は、川辺町〇〇〇〇番〇、畑 640 m²で〇〇〇自治会に位置します。

申請人は、申請地近隣で〇〇〇業を営んでおり、敷地内の駐車場及び資材置場が手狭であることから、申請地を譲り受けて、倉庫を建築し、併せて従業員及び業務用車両の駐車場、資材置場を整備しようとするものです。

申請地の北側は市道に、東側、南側は畑に、西側は宅地に接しています。

土砂流出、雨水排水、日照・通風等については、周囲の農地等へ影響を及ぼす恐れはないと判断しました。

以上で報告を終わります。

議 長

次に、地上権設定について、池田委員お願いします。

池田委員

88 頁の審議番号 1 番から 3 番は関連がありますので、一括して報告いたします。関連資料は 89 頁から 97 頁及び別冊のカラー刷りと意見書になります。

3 件ともに借人は、鹿児島市の 株式会社〇〇〇〇、貸人は、1 番が枕崎市の〇〇〇〇さん、2 番が知覧町〇〇の〇〇〇〇さん、3 番が知覧町〇〇の〇〇〇〇さんです。

1 番の申請地は、知覧町〇〇〇〇番 外 1 筆、畑 4,102 の内 0.55 m²、2 番の申請地は、知覧町〇〇〇〇番〇、畑 2,180 の内 0.45 m²で、〇〇〇自治会北側に位置します。

3 番の申請地は、知覧町〇〇〇〇番〇、畑 1,409 の内 0.44 m²で、〇〇〇自治会南側に位置します。

申請人は、鹿児島市に本店を置き、太陽光発電事業を営む法人であり、農

地の有効活用及び経営の安定を図るために、申請地を借り受けて、1番と3番は貸人自ら下部の農地で茶の栽培を継続しながら、2番につきましては、利用権設定を受けている株式会社〇〇〇〇が下部の農地でシキミの栽培を継続しながら、上部空間に営農型太陽光発電施設を設置しようとすることから、地表部の支柱及び引込柱の面積について、10年の一時転用許可を得ようとするものです。なお、1番につきましては、下部の農地の営農者が認定農業者でないことから3年の一時転用許可を得ようとするものです。

下部は農地のままで利用するので、土砂流出、雨水排水については、周囲の農地等へ影響を及ぼす恐れはないと判断しましたが、日照・通風等についてはガイドラインに基づく事前協議の段階で隣接農地の関係者へ周知・説明がなされており、懸念するような意見はなかったとのことでした。

以上で報告を終わります。

議 長 ここで、事務局に補足がありましたら説明を求めます。

農地係長 先ず、5条申請所有権移転につきまして補足説明いたします。

一般基準につきましては、先程の4条許可申請と同様に申請時の添付書類により確認されていますので、適当であると判断されます。

なお、審議番号1番の太陽光発電施設につきましては、市の環境保全係による事前協議も完了しており、経産省の再生可能エネルギー認定書及び九州電力の系統連系承諾書の写しが提出されています。

また、審議番号3番の倉庫につきましては、今年の8月に農地法の許可を得ないまま、建築し、利用しており、今回、追認で許可を得ようとすることから始末書が提出されています。

審議番号1番、3番の農地区分に応じた許可基準につきましては、中山間地域等に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地に該当することから、第2種農地の『その他の農地』に区分されます。代替地を検討しましたが適地が見つからなかったとのことでした。

審議番号2番につきましては、周囲に概ね10ha以上の一団の農地があり、良好な営農条件を備えている区域内にある農地であることから、第1種農地と判断されますが、転用目的が土地収用法第3条第17号の電気事業法による一般送配電事業の用に供する電気工作物の新設であり、公益性が高いと認められることから、第1種農地の不許可の例外である『収用法対象事業』に区分されます。

なお、審議番号2番は、第1種農地に区分されるため、来月、県常設審議委員会の意見聴取となります。

続きまして、資料の88頁でございます。

5条申請 地上権設定につきまして補足説明いたします。

一般基準につきましては、申請時の添付書類により確認されていますので、適当であると判断されます。

なお、全案件につきまして、転用目的が営農型太陽光発電施設であることから、市の環境保全係による事前協議も完了しており、経産省の再生可能エネルギー認定書及び九州電力の系統連系承諾書の写しが提出されており、営農計画書及び営農への影響見込みについての知見を有する者の意見書も提出されています。

農地区分に応じた許可基準につきましては、市の農業振興地域整備計画に定められた農用地区域内にある農地であることから、農用地区域内農地と判断されますが、転用目的が営農型太陽光発電施設であることから、一筆につき地表部の支柱及び引込柱の面積について、審議番号2番、3番は下部で営農を継続する者が認定農業者であることから、許可日から10年、審議番号1番は認定農業者でないことから、3年の『一時転用』に区分されます。

下部の農地における営農への影響の見込みにつきましては、知見を有する者の意見書、施設の構造図が提出されており、お茶につきましては、防霜効果も見込まれ、遮光率が40%未満であれば、収量及び品質に著しい影響は及ぼさないと意見内容、シキミにつきましては、日陰での栽培に適しており、遮光率が60%未満であれば、除草・防除の適正な管理により、収量及び品質に著しい影響は及ぼさないと意見内容及び施設下部の農業機械の稼働スペースも確保されていることから営農の継続は確実であると判断したところでございます。

なお、3件とも農用地区域内農地に区分されるため、来月、県常設審議委員会の意見聴取となります。

以上で補足説明を終わります。

議 長 只今現地調査員の報告並びに事務局の補足説明のありました案件について審議をお願いします。

質問、御意見はございませんか。

梶山委員 77ページの2番の、ここは第1種農地ということで83ページを見ても一面畑なんで農用地区域内なんでしょう。

農地係長 この2筆だけは土地改良事業、構造改善事業はされていない土地で、ここにつきましては、農振農用地ではございません。他の田んぼから1メートルぐらい高くなっている所で、ここにつきましては土地改良事業が施行されていない土地です。農振農用地でもありません、隣の田など直接連坦している

ということで1種農地になります。

本木下委員 先月もでた分ですが、地上権設定の太陽光発電の関係なんですけれども、環境保全係についてはOKということなんですけど、今企画課で進めている景観条例との関連とかどうなんですか。

農地係長 都市計画の方で今景観関係をされているんですが、一応そこにでも景観上まずい面もあるんでないかと話をしていますが、まだむこうについても途中の段階ということで、今こうゆう形で営農型がたくさん出てきていると会議で伝えてはいます。ただ規制自体まだできないという感じです。

雪丸委員 台風などでパネルなんかがもし飛ばされた時の被害が出たときは、設置者が責任をもってくれるんですか。

農地係長 原因となった方が責任を通常とるのが当然ですので、そこはそういうことになっていくと思いますが、そこまで確認していないところです。一応台風とかには耐える構造ではありますが、それ以上の想定外の風がきたら、被害が出た場合は設置者の方が責任をとるというかたちになると思います。

雪丸委員 その辺をはっきりしていないと、このごろの台風も大きいのが来たりしますから、書類でも貰っていた方がいいんじゃないんですか、そういうのはどうなんですか。

農地係長 環境保全もそこまで求めているかちょっと聞いていないんですが、話をさしていただいてそこについてはまたこちらも詰めて、そういうことがあった場合のために話はさせていただきます。

議 長 他にございませんか。

委 員 「なし」の声あり

議 長 質問、御意見がありませんので、採決いたします。
議案第81号 農地法第5条許可申請に対する許可並びに意見聴取決定については、申請どおり許可し、県農業会議へ意見聴取することに御異議ございませんか。

委 員 「異議なし」の声あり

議長 異議なしと認めます。
よって議案第 81 号に係る案件については、申請どおり許可し、県農業会議へ意見聴取することに決定されました。

議長 次に、日程第 11 議案第 82 号 農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積計画に対する意見決定についてを議題といたします。事務局に提案説明を求めます。

農地係長 説明いたします。100 ㌔を御覧ください。「所有権移転」です。
譲渡人は、颯娃町〇〇の〇〇〇〇さん、譲受人は、颯娃町〇〇の〇〇〇〇外 3 件です。

畑 11 筆 20,490 m²で、理由につきましては、規模拡大 3 件、受贈 1 件です。

取引価格につきましては、10 a 当たり 297 千円から 1,000 千円で、颯娃地域 2 件、知覧地域 2 件です。

続きまして、102～125 ㌔の「賃貸借利用権の設定」です。

利用権を設定する者は、颯娃町〇〇の〇〇〇〇さん、設定を受ける者は、颯娃町〇〇の〇〇〇〇さん 外 105 件です。

設定面積は、田 9 筆 9,370 m²、畑 236 筆 315,001 m²の合計 245 筆 324,371 m²で、颯娃地域 74 件、知覧地域 16 件、川辺地域 16 件となっております。

なお、この内、農地中間管理事業での「賃貸借利用権設定」につきましては、件数が 40 件、設定面積は、田 4 筆 3,328 m²、畑 100 筆 135,446 m²の合計 104 筆 138,774 m²で、颯娃地域 33 件、知覧地域 3 件、川辺地域 4 件となっております。

続きまして、127～132 ㌔の「使用貸借利用権の設定」です。

利用権を設定する者は、颯娃町〇〇の〇〇〇〇相続人代表〇〇〇〇さん、設定を受ける者は、颯娃町〇〇の〇〇〇〇さん 外 19 件です。

設定面積は、田 24 筆 16,077 m²、畑 37 筆 51,573 m²の合計 61 筆 67,650 m²で、颯娃地域 4 件、知覧地域 7 件、川辺地域 9 件となっております。

なお、この内、農地中間管理事業での「使用貸借利用権設定」につきましては、件数が 1 件、設定面積は、畑 10 筆 22,882 m²で、全て知覧地域となっております。

以上、すべての案件につきまして、その内容は市の農業経営基盤強化基本構想に適合し、その農用地のすべてにおいて耕作又は養畜の事業を行い、また事業に必要な農作業に常時従事し、その土地を効率的に利用することが認められ、併せて当該土地に権利を有する者のすべての同意が得られているこ

とを確認しております。

以上で説明を終わります。

議長 只今説明のありました案件について審議をお願いいたしますが、賃貸借利用権設定のうち、〇〇委員が56～57番、〇〇委員が59番、〇〇委員が96番、使用貸借利用権設定のうち、〇〇委員が1～3番、について議事参与の制限に該当しますので、まず該当者のいない案件について、全委員で審議いたします。
質問、御意見はございませんか。

委員 「なし」の声あり

議長 質問、御意見がありませんので、採決いたします。
議案第82号 農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積計画に係る案件のうち、所有権移転の全案件、賃貸借利用権設定と使用貸借利用権設定のうち、議事参与の制限に該当しない案件について、申請どおり適当意見とすることに、御異議ございませんか。

委員 「異議なし」の声あり

議長 異議なしと認めます。
よって、議案第82号に係る案件のうち、議事参与の制限に該当しない案件について、申請どおり適当意見とすることに決定しました。

議長 引き続き、議案第82号のうち、議事参与の制限に該当する案件について審議を行います。それでは、〇〇委員、〇〇委員、〇〇委員、〇〇委員の退室を求めます。

(4人 退室)

議長 これより、質疑を行います。質問、御意見はございませんか。

委員 「なし」の声あり

議長 質問、御意見がありませんので、採決いたします。
議案第82号のうち、議事参与の制限に該当する案件については、申請どおり適当意見とすることに御異議ございませんか。

委員 「異議なし」の声あり

議長 異議なしと認めます。よって、議案第 82 号のうち、議事参与の制限に該当する案件については申請どおり適当意見とすることに決定いたします。〇〇委員，〇〇委員，〇〇委員，〇〇委員，の入室を許可いたします。

(4人 入室)

議長 〇〇委員，〇〇委員，〇〇委員，〇〇委員，に報告いたします。議案第 82 号のうち、議事参与の制限に該当する案件については申請どおり適当意見することに決定されました。

議長 次に、日程第 12 議案第 83 号 非農地証明願いについてを議題といたします。まず、現地調査員の御報告を求めます。月野委員お願いします。

月野委員 報告いたします。134 頁の審議番号 1 番です。関連資料は 135～137 頁になります。

申請人は、鹿児島市の〇〇〇〇さんです。

申請地は、川辺町〇〇〇〇番 外 2 筆，畑 855 m²で，〇〇〇自治会南側に位置します。

申請地は、隣接地所有者に貸しており，その父が生前，承諾を得たうえで申請地を含む周囲一帯に桜を植樹し管理していましたが，没後 20 年程度管理が行き届かないまま山林の状態で現在に至っています。

周囲に耕作している農地はなく，農地への復元は著しく困難であり，今後とも農地として利用する見込みはないと判断しました。

以上で報告を終わります。

議長 ここで，事務局に補足がありましたら説明を求めます。

農地係長 補足説明いたします。

非農地判断につきましては，137 頁の市の非農地に係る取扱基準第 5 条第 2 号イ) の規定に基づきまして，山林については植林後及び自然的条件で樹木が繁茂してからの経過年数を勘案した上で，申請地は，農地への復元は著しく困難であるとともに，周囲に耕作している農地はなく，周囲の状況からみて，今後も継続して農地として利用する見込みはないと判断したところでございます。

以上で補足説明を終わります。

議 長 只今現地調査員の報告並びに事務局の補足説明のありました案件について審議をお願いします。質問、御意見はありませんか。

委 員 「なし」の声あり

議 長 質問、御意見がありませんので、採決いたします。
議案第 83 号 非農地証明願いについては、申請理由からしてやむを得ないものとして、申請どおり証明書を交付することに御異議ございませんか。

委 員 「異議なし」の声あり

議 長 異議なしと認めます。
よって、議案第 83 号については、申請どおり証明書を交付することに決定します。

議 長 次に、日程第 13 その他でございますが、委員の方々から何かございませんか。

本木下委員 会計検査院から農業委員会の活動が不足しているとの指摘がありました。委員の中にも活動の内容、農家への説明、相談をされた場合、即答できないと聞いている。国の政策的なもの、法改正の情報提供を研修会を開いてしてほしい。

議 長 相続等の関係で売買や貸借が難しくなっているのです、そういう知識を持つためにも研修会をしたいと思います。

池田委員 私も 1 年目ですが、この前の開聞の研修会でまだよくわかっていないと実感しました。ぜひお願いしたい。

事務局長 改選後初めての委員の皆様もおられますが、コロナで研修の機会がなくなりました。今後は農地法、基盤法等の農業関係制度の研修会をして活動ができるようにしようと思います。

樋渡最適化推進委員

茶や葉物野菜の価格の低迷、基腐病による農業の衰退を感じる。水田も基盤整備をしているが区画が狭く、甘藷を植えたが基腐れにあい耕作放棄地が増えると考える。

今の水田地域をどうするのか、もう一度基盤整備をして畑地化にするの

か。農業委員会も将来のビジョンを見据えて南九州市の農業を、新しい農業の確立を見据えながら、役割と使命を果たしていかないといけない。太陽光が増えていけば農業の衰退にもつながるので勉強会をしないといけなと思う。地域の農業を守るという意味でもぜひ研修会をして欲しい。

また空き地の貸借の情報についても皆にいきわたるように公明正大にやって欲しい。

議 長 知事と語る会で、もう一度国や県で区画整備をしてほしいと要望しました。5年、10年後の農業のビジョンを他の部署とも連携していかなければならないと言いました。

下之門委員 茶業振興会と市長を語る会がありましたが、農業委員会や農政課と市長と語る機会を設けてはどうでしょうか。

議 長 そういったことを語っていかないといけないと思いますので、そういう意見をどんどん言ってほしいと思います。

議 長 他にございませんか。

委 員 「なし」の声あり

議 長 ないようでございますが、事務局は何かございませんか。

事務局長 (今後の日程について連絡する。)

議 長 只今の件について、御質問はございませんか。

委 員 「なし」の声あり

議 長 ないようでございますので、以上で本日の総会に付議されました全案件の審議は終了いたしました。

議 長 これをもちまして本日の会議を閉じ、併せて令和3年第12回南九州市農業委員会総会を閉会いたします。御起立願います。

事務局長 「一同礼」

閉 会 午後 3 時 40 分

南九州市農業委員会会議規則第 19 条第 2 項の規定により署名する。

南九州市農業委員会議長 _____

会議録署名委員 3 番 _____

会議録署名委員 4 番 _____